

釧路市地域おこし協力隊 スマホ相談員 募集要領

釧路市は平成 17 年 10 月に旧釧路市・旧阿寒町・旧音別町の 1 市 2 町が合併して誕生しました。北海道の東部に位置し、「釧路湿原」「阿寒摩周」の二つの国立公園をはじめとする雄大な自然に恵まれた街であり、東北海道の中核・拠点都市として社会、経済、文化の中心的な機能を担っています。

そんな釧路市では、ICT（情報通信技術）をめぐる技術の進歩や国の動向を踏まえ、市民の生活があらゆる面でより良い方向に変化するよう、「釧路市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針」を策定しました。本方針では、スマートフォンで各種手続きができ、スマートフォンで知りたい情報がわかる「スマートフォンの中に市役所がある」を基本理念とし、市役所に行かなくても行政サービスを楽しむ環境整備に取り組んでいます。

この方針を実現するため具体的な施策を示すものとして、「釧路市デジタル・トランスフォーメーション（DX）実行計画」を定め、市民がデジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル活用支援を行う「デジタルデバイス（情報格差）対策」を実施することとしており、過去 2 年にわたり、「スマートフォン教室」を開催し、多くの市民が参加しました。そのなかで、スマートフォンに関心がない市民（以下「スマホ無関心層」と表記）の皆さまに、どのように関心をもっていただくかが課題となっています。その解決のためには、町内会や市内団体等の地域のコミュニティ（以下「地域コミュニティ」と表記）や市民同士のつながりを基盤に、スマホ無関心層を巻き込みながらデジタルデバイス解消に取り組んでいくことが重要であると考えており、その中心的な役割を担う「スマホ相談員」を募集します。

【募集概要】

募 集 人 数	1 名
募 集 対 象	<p>(1)心身ともに健康で、地方都市の活性化に意欲があり、地域の特性や風習を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方。</p> <p>(2)地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方。</p> <p>(3)土日祝日など不規則な勤務に対応できる方。</p> <p>(4)令和 6 年 4 月 1 日時点で年齢 18 歳以上の方（性別不問）。</p> <p>(5)パワーポイント、ワード、エクセルなどを使用した資料作成ができる方。</p> <p>(6)スマートフォンの機種（Android、iPhone 等）を問わず、スマートフォンの操作や機能に関して一般的な知識を有し、自ら学ぶ意欲のある方。</p> <p>(7)LINE や Instagram などの各種 SNS ツールの活用が情報発信・収集が可能な方。</p> <p>(8)各地で行われているデジタルデバイス対策やデジタル活用に興味を持ち、事例を掘り下げるなど、自ら学ぶ意欲がある方。</p> <p>(9)「釧路市 DX 推進方針」、「釧路市 DX 実行計画」、「釧路市スマートフォン教室運営等業務委託－最終報告書－」を読み込み、市の方針等を理解する意欲のある方。</p> <p>(10)普通自動車免許を有し、実際に運転できる方。</p> <p>(11)現在、3 大都市圏をはじめとする都市地域等※（過疎地域を除く）に在住の方で、選考後に釧路市へ住民票を異動し、活動終了後も定住する意思のある方。ただし、地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動 2 年以上、かつ退任後 1 年以内）で、3 大都市圏外のすべての市町村及び 3 大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた方は含めることとする。</p> <p>※現住所が該当するか不明な場合など、地域要件の詳細についてはお問い合わせください。</p>

市、地域コミュニティ、その他関係機関等と緊密な連携を構築しながら、以下の業務に取り組んでいただきます。

(1)地域コミュニティ等とのネットワークづくり

後述する(2)(3)の業務を効果的に行うための基盤として、以下の取組みを行っていただきます。

- ① 地域コミュニティとの積極的な交流を通じて、地域のデジタルデバインド解消に関心を持つ組織内のキーパーソンと良好な人間関係を築くこと。
- ② 地域コミュニティにおけるデジタルデバインドの実情とデジタル活用の意向をヒアリングすること。

(2)スマートフォンの使用に関する出前講座などの企画運営及び実施業務

(1)で構築した地域コミュニティ等とのネットワークを活用しながら、以下の取組みを行っていただきます。

- ① 地域コミュニティの実情を踏まえ、スマートフォンの使用に関する講座の企画を立案し、アナログも含めた手法により情報発信を行うこと。
- ② 出前講座に関する問合せ、申込受付、開催に係る調整を行うこと。なお、企画は申込者からの要請に応じて柔軟に変更すること。
- ③ 必要な事前準備を行い、出前講座を実施すること。

(3)スマートフォンの使用に関する相談対応の体制構築等業務

市民が持つスマートフォンの使用に関する不安や悩みに対応するため、相談対応の体制構築等を行っていただきます。

活 動 内 容

ア 常設の相談窓口開設、企画運営及び相談対応

- ① 常設の相談窓口を釧路市内に開設すること。なお、常設の相談窓口の設置は、自宅となる場所及び親類宅以外とし、市と協議の上で設置すること。
- ② 相談窓口は、原則として週4日以上開設することとし、1日あたりの開設時間は、3時間以上とすること。ただし、上記(2)の出前講座などの実施及び以下の(3)イに記載する相談会を実施する日にあつてはこの限りでない。なお、詳細は、窓口の設置先及び市との協議により決定する。
- ③ 相談内容は、スマートフォンの操作及び機能、LINEなどの一般的なSNSツールの操作及び機能などの一般的なスマートフォンの使用方法やインターネット上で行う行政手続きなどの応用的な操作などを想定しているが、それ以外の相談についても対応するものとし、必要に応じて市内の携帯ショップなど相談内容に適した場所を紹介すること。

イ 定期的な相談会の企画運営及び実施

- ① 相談会は以下の市内施設で開催すること。開催については、各施設と協議し調整すること。
 - a 阿寒町行政センター(釧路市阿寒町中央1丁目4-1)
 - b 音別町行政センター(釧路市音別町中園1丁目134)
 - c 阿寒町行政センター阿寒湖温泉支所
(釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番地20)
 - d 釧路市役所鳥取支所(釧路市住之江町6番25号)
 - e 釧路市鳥取コミュニティセンター

	<p>(通称「コア鳥取」釧路市鳥取北8丁目3番地10 鳥取10号公園内)</p> <p>f 釧路市東部地区コミュニティセンター (通称「コア大空」釧路市益浦1丁目20番地20)</p> <p>g 釧路市中部地区コミュニティセンター (通称「コアかがやき」釧路市愛国191番地5511)</p> <p>② 相談会は、1日あたり3時間以上開催すること(設営や片付けの時間を含まない)。 なお、開催時間の詳細は、各施設及び市と協議により決定する。</p> <p>③ 相談内容については、上述(3)ア③と同様のこと。</p> <p>ウ 相談窓口の相談者数の向上に資する情報発信の実施</p> <p>(4)協力隊の活動に関する周知及び情報発信業務</p> <p>(5)その他市長が必要と認める業務</p>
活動場所	<p>北海道釧路市全域 (活動拠点は、活動内容(3)アに記載する常設の相談窓口設置先とします。)</p>
雇用関係の有無	無し
委嘱形態	<p>(1)釧路市と業務委託契約を締結し、この契約に基づいて業務を実施していただきます。 よって雇用関係にないため、健康保険及び年金等は自身で加入・負担いただくこととなります。(委託料による支援あり)</p> <p>(2)活動時間は、原則月間140時間以上を想定し、内定後に協議の上決定します。</p> <p>(3)月に1度、活動した内容・時間・要した経費等について、書面等により報告していただきます。</p> <p>(4)地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で届出により兼業することが可能です。</p>
委嘱期間	<p>(1)地域おこし協力隊は、市長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から令和7年3月31日までとします。(令和6年7月1日の委嘱を想定しています。)</p> <p>(2)翌年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。(最初の委嘱日から最長3年間)</p> <p>(3)地域おこし協力隊として、ふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消す場合があります。</p>
委託料	<p>年額上限5,184,000円 以下の「人件費」及び「活動に要する経費」を合算した額の上限となります。</p> <p>(1)人件費 月額266,000円を上限にお支払いいたします。ただし、毎月の活動報告等の内容を審査し適正と認められるときに限ります。</p> <p>(2)活動に要する経費 本業務に必要な以下の経費については、毎月の活動報告等の内容を審査し適正と認められるとき年額1,992,000円を上限にお支払いいたします。ただし、委嘱期間が12か月に満たない場合は、実際の活動月数に応じた上限額となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.健康保険・年金等の保険料等の1/2(年額上限350,000円) 2.住居借上料の1/2(共益費・駐車場代を含む 月額上限25,000円) 3.車両維持費(走行距離数に応じて算定 燃料費含む 月額上限25,000円) ※対人及び対物保証が無制限の任意保険へ加入すること 4.通信費(電話・PC・インターネット関係経費 月額上限25,000円) 5.賃借料(レンタル・リース料 月額上限20,000円)

	<p>6.備品・消耗品費・印刷費（相談会、出前講座の実施に関する備品等 月額上限 20,000円）</p> <p>7.傷害・損害賠償保険（月額上限 10,000円） ※活動中の自身の傷害、第三者へ損害を与えた場合に対応する保険へ加入すること</p> <p>8.拠点運営費（拠点使用料（駐車場代含む）・光熱水費 等 月額上限 30,000円）</p> <p>9.その他 活動旅費、研修・資格取得等に要する経費等、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号）に基づいて市が適正と認めたもの</p> <p>※活動に要する経費 1～8 の各上限額について、この金額に準じることが難しい場合は釧路市と協議することとする。</p> <p>※上記金額は全て税込み金額とする。</p>
<p>申込受付期間</p>	<p>令和 6 年 4 月 24 日から令和 6 年 6 月 4 日 午後 5 時 00 分</p> <p>※受付状況により、期間終了前に募集を締め切る場合があります。事前にご確認ください。</p>
<p>申込方法</p>	<p>釧路市ホームページに掲載している応募フォームよりお申し込みください。</p> <p>URL : https://www.city.kushiro.lg.jp/shisei/shisaku/1008402/1014360.html</p> <p><二次元バーコードはこちら></p> 
<p>選考方法</p>	<p>(1)第1次選考 応募フォームに入力いただいた内容をもって第1次選考を行います。 ※選考結果はメールにて通知します。 ※合格者には、第2次選考の日程等を通知します。</p> <p>(2)第2次選考 第1次選考合格者を対象に、オンラインまたは釧路市役所にて面接を行います。 ※受験にかかる交通費等については受験者負担となります。 ※選考の経過及び結果に関するお問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。</p>
<p>留意事項</p>	<p>(1)提出された個人情報は、本応募・選考に関する業務のみに使用し、その他の目的では使用いたしません。</p> <p>(2)募集に関するご質問については、郵送・ファクス・Eメールでのみ受付します。 （様式不問、希望する連絡方法や連絡先を明記ください。） ※電話による質問はお受けしませんのでご注意ください。</p> <p>(3)釧路市への転入手続きは必ず内定後に行ってください。 ※それ以前に住所を異動された場合、資格を失い、選考の取消を行う場合があります。</p> <p>(4)選考後の引っ越し費用等は個人負担となります。</p>

問い合わせ先	〒085-8505 北海道釧路市黒金町8丁目2番地 釧路市防災庁舎4階 釧路市総務部情報システム課DX推進係 担当：佐々木・河面 T E L : 0154-68-5983 E-mail : jo-dxsuishin@city.kushiro.lg.jp
--------	--